

社内の新型コロナウイルス感染予防及び感染時の対応について【A社の事例】

1. 感染予防

① 出勤時について

● 出勤前に検温（体調不良の場合は出勤前必須）

○ 出勤時に検温（上記に該当しない場合は可とする）

→ 検温時に37.5度以上の体温がある場合は即出勤を停止し●●（所属部門長や社長）まで報告をして指示を仰ぐ。

上記に拘らず体調不良については、出勤をしないこと。

自宅待機の際は、毎朝検温を行い●●（所属部門長や社長）まで報告をする。

検温結果は毎朝必ず全員が報告をする

※管理する部門は社員の検温結果を保管し、保健所等への資料提供に備える。

② 勤務中について

勤務中に発熱や体調不良が生じた場合は、即業務を停止し●●（所属部門長や社長）に報告、業務補完等の指示を受け自宅へ帰宅、待機をする。

所属部門長は速やかに、●●（社長など管理者）に報告し指示を仰ぐ。

自宅待機の際は、毎朝検温を行い●●（所属部門長や社長）まで報告をする。

※体調回復まで出勤は停止（判断基準に準ずる）

2. 判断基準

① 37.5度以上の発熱やせき・倦怠感・味覚障害などの症状が4日以上続く場合

【帰国者・接触者相談センター】への連絡をおこない、相談センターからの指示を受ける（所属部門長や社長へ報告）。

ただし、体調が悪化している場合は上記4日を待つことなく一般の病院などに事前電話連絡をしたうえで、受診の可否を確認し診断を受ける。

<各都道府県 帰国者・接触者相談センター>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19kikokusyasessyokusya.html

② 4日以内に解熱や体調が復調した場合

待機中の報告や解熱後の体調を確認し、出社の可否を総務部が判断する。自身の判断での出社は絶対におこなわないこと。

自宅待機中の検温報告は必須とする。

3. 感染もしくは感染が疑われる場合

①感染若しくは感染が疑われる場合

【症状が継続している場合】

前記の症状により【帰国者・接触者相談センター】へ連絡をおこないPCR検査を受診した場合は、●●（所属部門長や社長）へ報告。また、結果が出た場合は陰性・陽性に拘らず必ず報告を行うこと。以後の対応については、当該検査機関（保健所含む）からの指示を遵守すること。

【家族・知人に濃厚接触者が生じた場合】

同【帰国者・接触者相談センター】へ連絡をおこない、後の対応については上記と同様とする。又、クラスター感染が確認された場所に居たことが分かった場合も上記に準じる。

②感染者が確認された場合の対応方針

社員がPCR検査で新型コロナウイルス陽性と認められた場合は、速やかに情報公開するとともに地域の行政や保健所に報告をし、就業事業所を一時閉鎖。

専門家による事業所内の消毒実施後に行政の指示に従い濃厚接触者や経過観察者を除く従業員で再開を検討する。

濃厚接触者は14日間の出勤停止とし、本人の体調を確認しながら保健所の指示に従い対応をする。

③濃厚接触者と濃厚接触者以外の接触者の定義

【濃厚接触者とは？】

感染が疑われる人と2m以内で・どちらかがマスクをせずに会話した場合、長時間会議や車内で同席した場合
→14日間自宅待機

【濃厚接触者以外の接触者とは？】

両者がマスクをしていた場合、短時間一緒にいた場合、濃厚接触者と間接的に接触したと思われる場合
→14日間健康観察（報告義務） ※長時間とは数分以上、短時間とは1～2分

4. 緊急事態宣言発令による社内緊急告知

4月7日、日本政府が新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

- （会社名）として、全社員の健康と安全を最優先とする措置を講ずるため、対象となる7都府県への出張（日帰り含む）等を原則禁止（対象外地域も事前承認を要する）とすることを社員全員へ通達します。
- 今後、当該7都府県への出張等を予定している方は、●●（所属部門長）へ報告のうえ、早急にスケジュールの変更などの措置を講ずるようお願いいたします。（担当者レベルでの調整が難しい場合は、●●（所属部門長）が先方へ交渉を申し入れてください）
- 今のところ、期間は5月6日までと報じられておりますが、予断を許さない状況です。日々報道等を注視してまいりましょう。
※緊急事態宣言対象地域 東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡
※プライベートに関しても同様の措置とし、上記7都市への移動は勿論、不要不急な外出は完全に控えるよう全社員への徹底をお願いします。また、上記地域以外への出張で対象地域内の駅・空港での乗り換えなどを要する場合は事前申請で予防策を徹底遵守のうえ、承認を得ること。